

大和市告示第69号

大和市環境保全団体支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市環境保全団体支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公害の未然防止や工場等の緑化の推進を通じて、快適な環境を創造し、うるおいのあるまちづくりに努め、豊かな自然の保護に寄与するために、市内の工場、事業所等で構成された環境保全団体（以下「環境保全団体」という。）が行う事業に対して補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、環境保全団体が行う事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公害防止技術の調査研究
- (2) 環境保全に係る調査研究
- (3) 環境緑化に係る調査研究
- (4) 環境の保全に係る研修会、講演会、視察等の実施
- (5) 環境の保全に係る啓発活動
- (6) その他環境保全団体の目的を達成するために必要な事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で市長が必要と認めた額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 環境保全団体が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条に規定する補助金交付申請書等の書類を、当該年度の環境保全団体の通常総会后30日以内に市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 規則第10条に規定する補助事業実績報告書等の書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の環境保全団体の通常総会后30日以内に市長に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。